

令和5年12月19日 公告

「南港歩行者専用道舗装補修その他工事」

・工事設計書の一部に添付漏れがありました。下記正誤表をご確認ください。

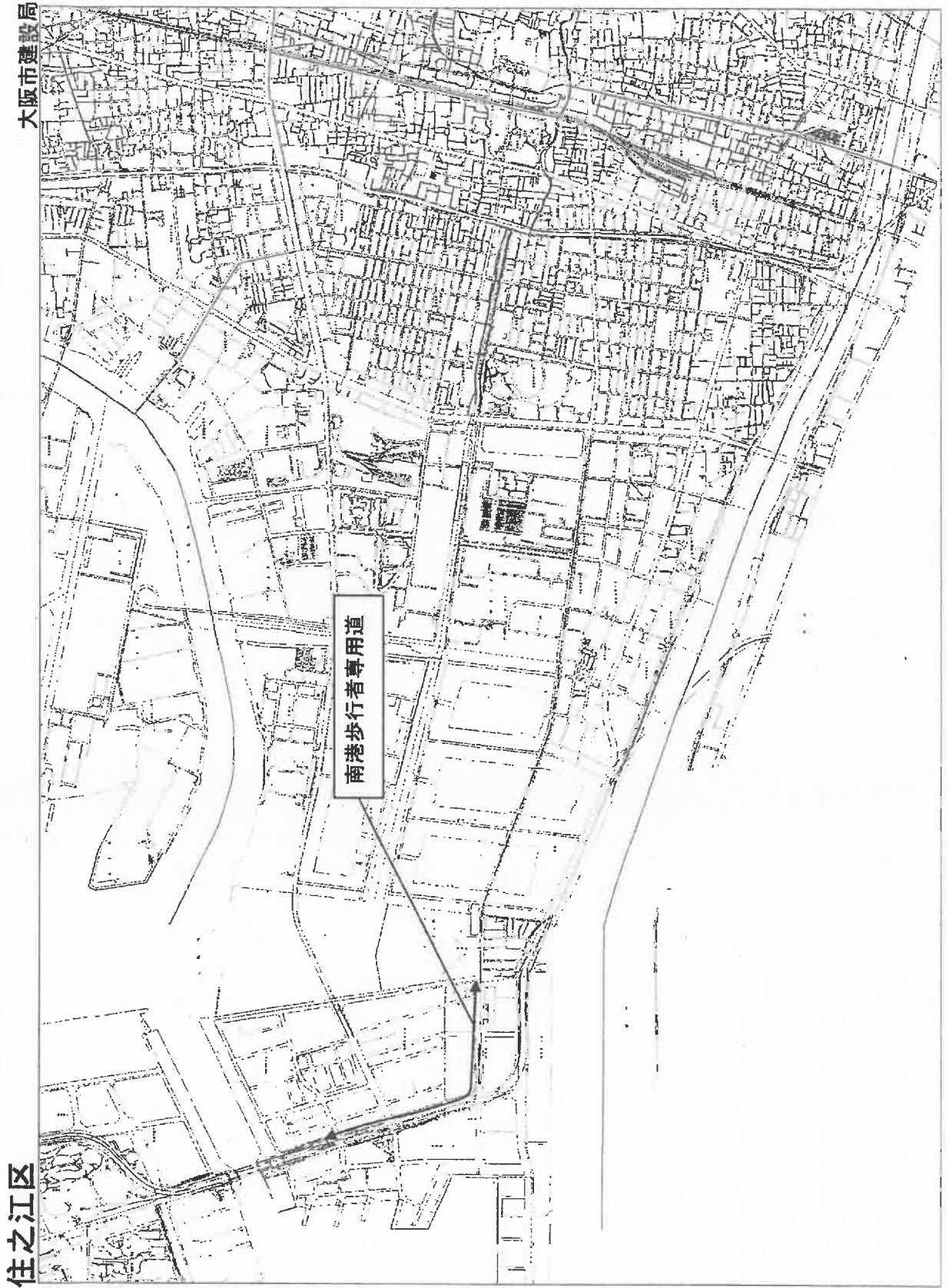
訂正箇所	誤	正
工事設計書	一部添付漏れ	PDF26ページ以降を次のとおり追加しました

構造物土量係数表

(係数単位：m³/m・箇所・本)

工 種	範 囲 数量 単位	-0.20m < h < 0.20m		破碎殻 Co 殻 (無筋)	破碎殻 Co 殻 (有筋)
		床 堀	埋 戻		
舗装境界ブロック 【撤去】 舗装厚 5cm	m	-	0.04	0.070	-
自転車ゲート 【新設】 舗装厚 5cm	箇所	0.05	0.02	-	-
横型横棧付車止め設置 W=2000mm 【新設】 舗装厚 10cm→5cm	箇所	0.05	0.02	-	-
横型横棧付車止め設置 W=1500mm 【新設】 舗装厚 5cm	箇所	0.05	0.02	-	-
横型横棧付車止め設置 W=2000mm 【新設】 舗装厚 5cm	箇所	0.05	0.02	-	-
街渠柵 【新設】 客土	箇所	0.24	0.07	-	-
管渠 【新設】 客土	m	0.55	0.47	-	-
管渠 【新設】 舗装厚 5cm	m	0.46	0.37	-	-
コンクリート製車止め 【撤去】 φ 54×H50cm	箇所	-	-	-	0.04
門扉 【撤去】 舗装厚 10cm→5cm	箇所	-	0.23	0.125	-
車止めポスト 【撤去】 舗装厚 10cm→5cm	本	-	-	0.027	-

標識 【撤去】 客土	本	-	-	0.588	-
街渠柵蓋修正 【修繕】	箇所	-	-	0.180	-



特記仕様書(1)

1. 適用

本工事は、大阪市建設局作成による以下の仕様書に基づき、施工しなければならない。

- ・工事請負共通仕様書（令和3年3月）

【工事請負共通仕様書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000513447.html>

2. 時間的制約条件について

本工事における時間的制約条件については、次表のとおりとしている。

ただし、各関係機関との協議の結果、一般交通への影響、通勤・通学時間帯の確保、周辺地域の生活、各種営業活動の確保により条件に変更が生じた場合は、別途協議を行う。

条件	路線名・施工場所
<input checked="" type="checkbox"/> 時間的制約を受けない	南港歩行者専用道
<input type="checkbox"/> 時間的制約を受ける	
<input type="checkbox"/> 時間的制約を著しく受ける	

※ 本工事は、上記の時間的制約条件を、継続的に確保できる作業時間帯を想定しており、部分的な作業時間の変更については、設計変更の対象としない。

3. 現場環境改善費について

- 適用なし

- 適用あり 特記仕様書「工事現場の現場環境改善について」参照

4. 建設副産物の処分について

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

5. コンプライアンス（公益通報）について

（条例の遵守）【条例5条関係】

第1条 受注者及び受注者の役職員は、南港歩行者専用道舗装補修その他工事（以下「当該工事」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【条例6条2項・条例12条2項関係】

第2条 受注者は、当該工事について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出

の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【条例7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【条例17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【条例21条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

6. 交通安全管理について

本工事は交通安全管理要員として交通誘導警備員を下表の内容で計上している。

工事着手にあたり、交通誘導警備員の員数について、所轄警察署等との協議の結果、下表の内容と異なる場合は設計変更の対象とする。

路線名	施工箇所	交通誘導警備員の員数	交通誘導警備員の編成	交替要員の有無及び員数
南港歩行者専用道	歩専道 自専道	2名/日	交通誘導警備員B：2名/日	無

※ 交通誘導警備員A、交通誘導警備員Bは、「公共工事設計労務単価【国土交通省・農林水産省】」の職種定義による。

※ 「交通誘導警備員の員数」は、交替要員の員数を含むものとする。

※ 「交通誘導警備員の編成」は、交替要員の員数を含めないものとする。

7. 舗装版とりこわしについて

舗装版とりこわし作業にコンクリート圧砕装置の計上を行っている工種については、原則使用するものとする。

ただし、沿道状況等によりコンクリート圧砕装置の使用が困難な場合は、使用機械・施工方法を監督職員と協議をするものとするが、相違が生じても変更の対象としない。

なお、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定、その他関係法令並びに仕様書の規定を遵守すること。

8. 舗装・構造物等の切断作業時に発生する排水の処理について

舗装版等のカッター切断作業時に発生する排水の処理については、産業廃棄物の汚泥として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令に基づき適切に回収・処理しなければならない。

なお、処理の方法等については、監督職員と協議するものとし、設計変更協議の対象とする。

9. 不適正契約事案発生防止対策について

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の建設局総務部総務課（連絡先：06-6615-6436）に報告しなければならない。

特記仕様書(2)

1. 「自転車ゲート」および「横型横棧付車止め」について

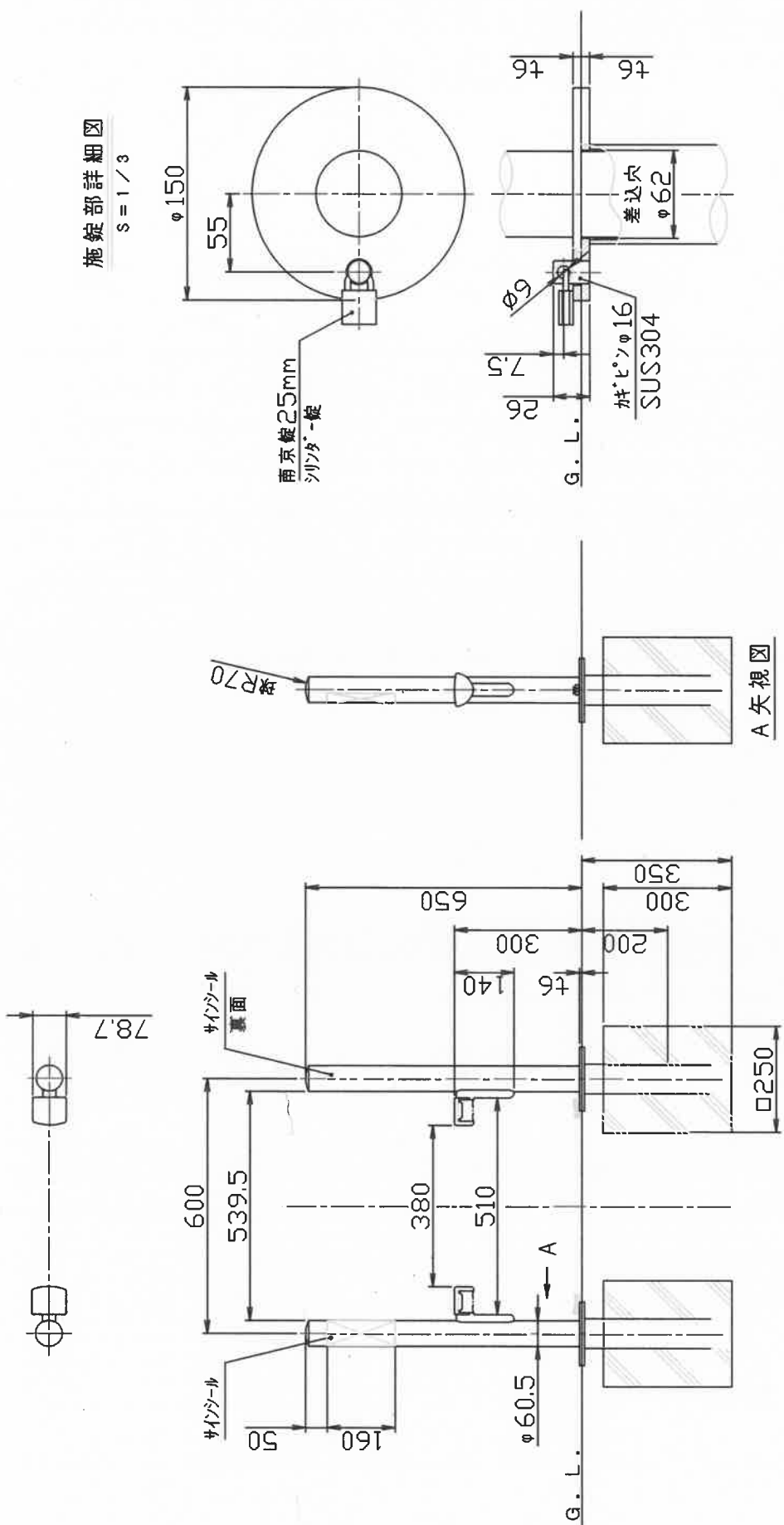
「自転車ゲート」、「横型横棧付車止め」の規格については、別紙参考図のとおりとする。

2. その他

本工事の施工範囲に近接する工事について、関係先と十分に調整を行い、工事を実施すること。本特記仕様書に記載のない事項、および疑義が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

施錠部詳細図

S = 1 / 3



自転車ゲート (参考)

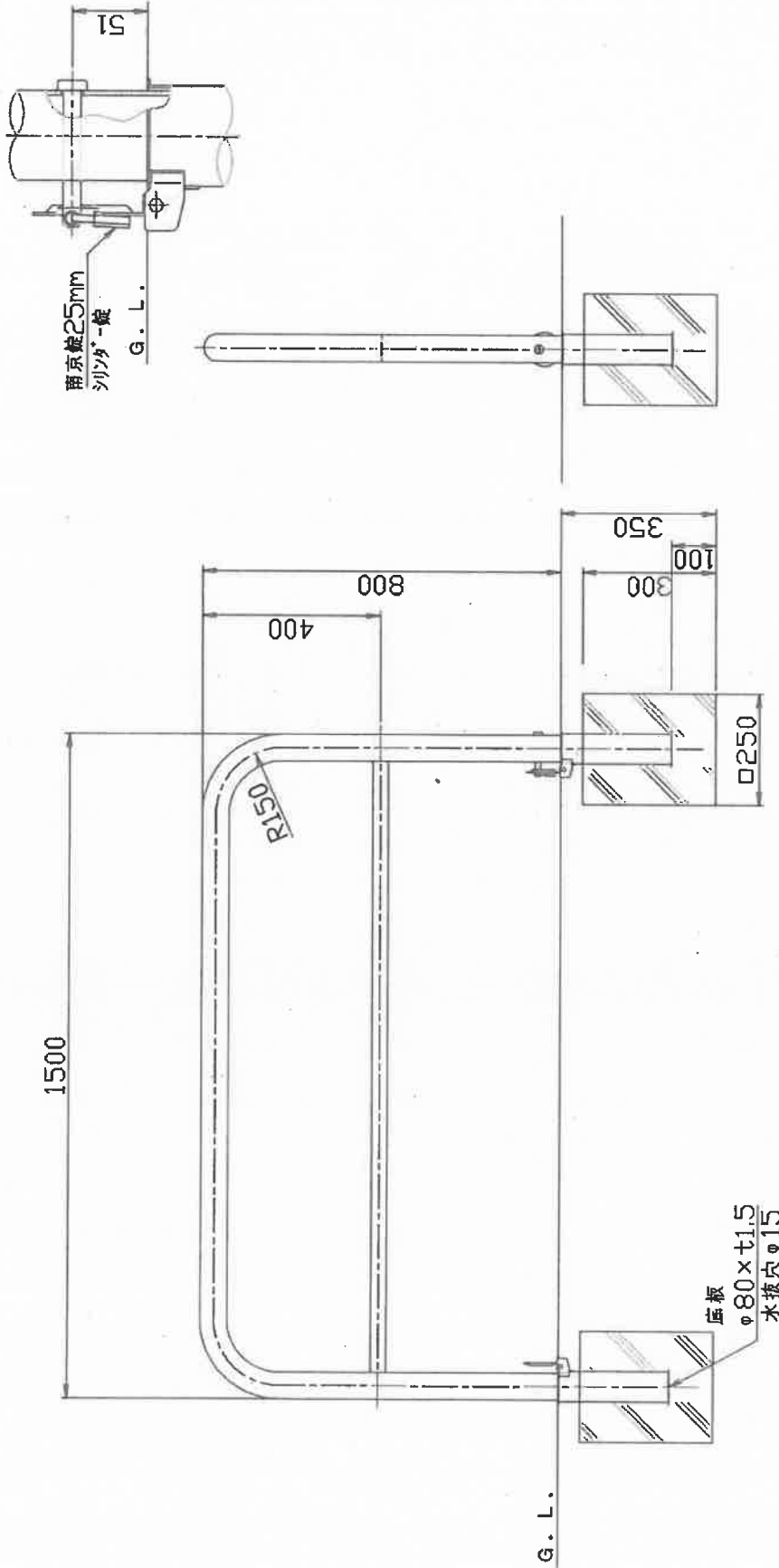
別紙

大阪市建設局

本件は、株式会社サンポール製
 [UDG自転車ゲート(差込式カギ付)AS-720K]、または同等品とする。

施錠部詳細図

S=1/3



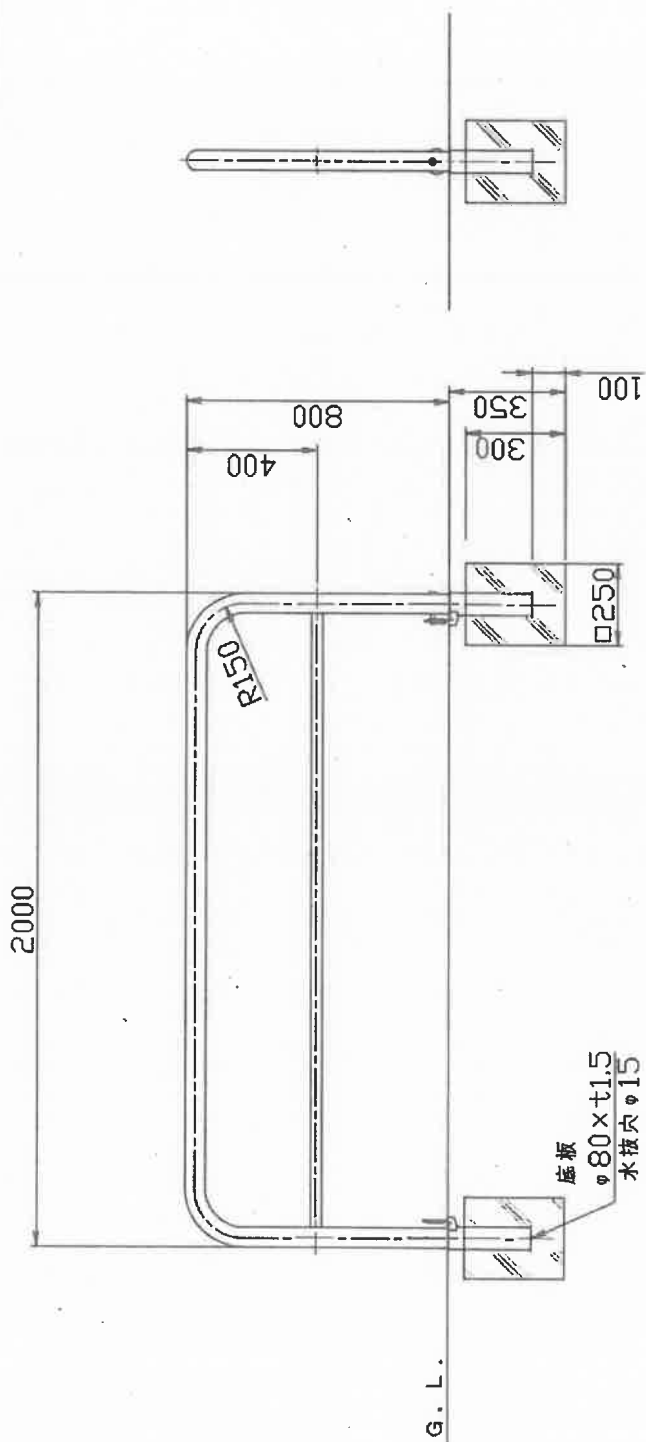
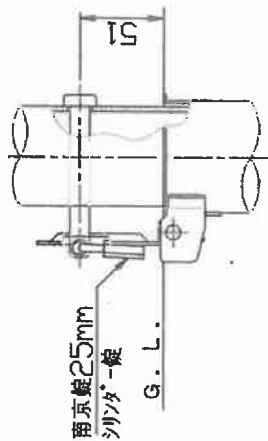
横型 W=1500mm (参考)

別紙
大阪市建設局

本件は、株式会社サンポール製 [AH-7SK15-800]、または同等品とする。

施錠部詳細図

S = 1 / 3



横型 W=2000mm (参考)

別紙

大阪市建設局

本件は、株式会社サンポール製 [AH-7U20-800] [AH-7SK20-800]、
または同等品とする。

特記仕様書(3)
(大阪市グリーン購入の推進について)

本工事で使用する資材、建設機械及び目的物のグリーン購入の推進に関しては、本特記仕様書によるものとするほか、設計図書「大阪市グリーン調達方針」、「同方針」の(別表)「特定調達品目」によるものとする。

なお、本特記仕様書に適用しない項目及び「・その他」を適用する項目については、設計図書によるものとする。

1. 適用

次のうち、○の項目については、「大阪市グリーン調達方針」の(別表)「特定調達物品」で定める判断の基準を満たすものを使用又は構築することとする。

※ 次のうち、○の項目とは、下記表の(品目名)欄に○を付け使用するものである。

2. 資材

品目名	
(品目分類)	(品目名)
盛土材・埋戻し材等	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設汚泥から再生した処理土 ● 土工用水砕スラグ ● 下水汚泥溶融スラグ混合改良土 ● その他
地盤改良材	<ul style="list-style-type: none"> ● 地盤改良用製鋼スラグ ● その他
コンクリート用スラグ骨材	<ul style="list-style-type: none"> ● 高炉スラグ骨材 ● その他
アスファルト混合物	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生加熱アスファルト混合物 ● その他
路盤材	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄鋼スラグ混入路盤材 ● 再生骨材等 ● その他
小径丸太材	<ul style="list-style-type: none"> ● 間伐材 ● その他
混合セメント	<ul style="list-style-type: none"> ● 高炉セメント ● その他
コンクリート及びコンクリート製品	<ul style="list-style-type: none"> ● 透水性コンクリート ● 下水汚泥溶融スラグと砕石を混合したコンクリート(捨てコンクリート) ● その他

塗料	<ul style="list-style-type: none"> ● 高日射反射率塗料 ● 下塗用塗料（重防食） ● その他
防水	<ul style="list-style-type: none"> ● 高日射反射率防水 ● その他
舗装材	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） ● 再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品） ● その他
園芸資材	<ul style="list-style-type: none"> ● バークたい肥 ● 下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） ● 浄水汚泥を改良した園芸用土 ● その他
道路照明	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境配慮型道路照明 ● その他
タイル	<ul style="list-style-type: none"> ● 陶磁器質タイル ● その他
建具	<ul style="list-style-type: none"> ● 断熱サッシ・ドア ● その他
製材等	<ul style="list-style-type: none"> ● 製材 ● 集成材 ● 合板 ● 単板積層材 ● その他
フローリング	<ul style="list-style-type: none"> ● フローリング ● その他
再生木質ボード	<ul style="list-style-type: none"> ● パーティクルボード ● 繊維板 ● 木質系セメント板 ● その他
ビニル系床材	<ul style="list-style-type: none"> ● ビニル系床材 ● その他
断熱材	<ul style="list-style-type: none"> ● 断熱材 ● その他
照明機器	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明制御システム ● その他

変圧器	<ul style="list-style-type: none"> 変圧器 その他
空調用機器	<ul style="list-style-type: none"> 吸収冷温水機 氷蓄熱式空調機器 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 送風機 ポンプ その他
配管材	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 その他
衛生器具	<ul style="list-style-type: none"> 自動水栓 自動洗浄装置及びその組み込み小便器 水洗式大便器 その他
コンクリート用型枠	<ul style="list-style-type: none"> 再生材料を使用した型枠 合板型枠 その他

3. 建設機械

品目名	
(品目分類)	(品目名)
—	<input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス対策型建設機械
	<input checked="" type="checkbox"/> 低騒音型建設機械

4. 目的物

品目名	
(品目分類)	(品目名)
舗装	<ul style="list-style-type: none"> 排水性舗装 透水性舗装
屋上緑化	<ul style="list-style-type: none"> 屋上緑化

特記仕様書(4)

(週休2日工事(発注者指定方式))

本工事は、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、工事現場における週休2日の確保に取り組む工事(以下「週休2日工事」という。)である。

1 発注方式

発注者が週休2日に取り組むことを指定する「発注者指定方式」とする。

2 対象期間

現場着手日(現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日)から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始6日間(12月29日から1月3日)、夏季休暇3日間(8月14日から同月16日)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等)は含まないものとする。

3 用語の定義

(1) 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

(2) 「4週8休」

対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、天候等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 「週休2日」

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

4 週休2日工事の取組内容

- (1) 受注者(以下「実施事業者」という。)は、当該工事において週休2日を確保するよう努めなければならない。
- (2) 実施事業者は、契約した工期の中で週休2日工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は認めない。
- (3) 実施事業者は、週休2日の確保について施工計画書に記載する。
- (4) 実施事業者は、「現場閉所(計画・実績)書」(様式2)により、当月の現場閉所計画については前月20日までに、当月の現場閉所実績については翌月の5日までに監督職員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。なお、監督職員から別途指示がある場合は、速やかに提出するものとする。
- (5) 天候や緊急対応等により、休日を変更する場合は速やかに監督職員に連絡する。なお、休日に作業を行う場合は、代休を取得することとする。
- (6) 実施事業者は、以下の記載例を参考に、工事現場の見やすい場所に週休2日工事である旨を明示するものとする。

週休2日工事

この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休2日
(4週8休以上)の確保に取り組む工事です。

発注者：大阪市建設局

受注者：〇〇〇〇

(7) 週休2日実施の履行確認は、実施事業者より提出された「現場閉所(計画・実績)書」(様式2)により監督職員が行う。

5 週休2日工事に要する費用の計上

当初設計金額は4週8休の達成を前提として算出している。

現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは補正分を減額変更する。

6 その他

(1) 特記仕様書に記載の外は、「大阪市週休2日工事実施要領」による。

(2) 建設局への提出書類、市場単価等の取扱いはこちら

- ・建設局入札・契約のお知らせ >設計図書(仕様書)等の入手方法等について
>大阪市週休2日工事の提出書類等

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000472112.html>

特記仕様書(5)
(産業廃棄物の処理について)

第1条 本工事で発生した産業廃棄物の処理を委託する場合にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「振興センター」という。ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電子マニフェストを用いた産業廃棄物の処理が困難な場合として別途定めるときに該当するときはこの限りではない。

第2条 受注者は、産業廃棄物の処理に先立ち、自ら及び委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者において、電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類（振興センターが発行する電子マニフェストの加入証又は産業廃棄物収集運搬業もしくは産業廃棄物処分業の優良認定を受けたことを証する許可証、特別管理産業廃棄物の場合も同じ）の写しを監督職員に提出しなければならない。

第3条 第1条に規定する電子マニフェストを用いた産業廃棄物の処理が困難な場合は、次に定めるときとする。

- (1) 電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストを交付しなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるとき。
- (2) 設計上発生することが想定されていない種類の産業廃棄物が発生し、紙マニフェストを交付しなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるとき。

第4条 前条に規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストを交付しなければならない場合には、事前にその旨及び紙マニフェストの交付により産業廃棄物の処理を行う期間、対象となる産業廃棄物の種類、排出予定数量を書面で報告し、監督職員の承諾を得るものとする。

第5条 前条の規定により、監督職員の承諾を得て紙マニフェストの交付により産業廃棄物の処理を行う場合において、第3条に規定する事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行い、その旨、書面で監督職員に報告を行うものとする。

提出書類等については、次の本市ホームページに掲載している。

電子マニフェスト使用の義務化に伴う提出書類等のダウンロードについて

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018864.html>

特記仕様書(6) (情報共有システムについて)

本工事は、「受発注者間のコミュニケーション円滑化」「工事書類処理の迅速化」「監督検査業務の効率化」などを目的として、「情報共有システム(以下、「システム」という。)」を使用する工事である。

1 工事写真

本工事ではシステムを利用するため、工事写真撮影は GPS 機能を有したデジタルカメラで行うものとする。

2 システムの仕様

システムの提供方式については、インターネットを介し、受発注者が利用できる ASP (Application Service Provider) 方式であること。

3 システムの契約条件

- ・受発注者が使用するシステムのサービス提供者との契約は、契約締結後 21 日以内に受注者が行うものとし、監督職員に報告すること。なお、原則完成期限までを契約期間とする。
- ・ディスク容量については工事規模に応じた容量で契約しなければならない。

4 システムの機能要件

システムの利用にあたっては、次の機能要件を満足するシステムを利用すること。

① 基本機能要件について

「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev. 5.3) (国土交通省)」に規定する機能要件 (図面サムネイル表示機能、3次元データ等表示機能、コンカレント支援機能、遠隔臨場支援機能を除く) を満たすものとする。

② 工事写真について

- ・Web地図を利用した施工状況報告機能
- ・Web地図は、国土地理院またはGoogle Mapを利用できること
- ・撮影日時や位置などで検索できること
- ・登録された各種情報 (写真、位置情報等) をエクセル帳票形式にて出力できること

5 システム利用料等について

基本機能要件についてシステムに係る費用 (システムへの登録料及び利用料) は共通仮設費の率分 (技術管理費) に含まれる。なお、Web 地図を利用した施工状況報告機能に係る費用については、技術管理費として別途計上している。

また、工期延期によって生じたシステムの契約期間の延期分については、費用の追加計上を行う。

6 システムにより処理する対象書類について

受発注者間で取り交す工事書類及び図面、工事写真や施工中の協議資料等についてシステム処理すること。詳細は別紙のとおりとする。

7 電子納品について

受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和3年3月国土交通省大臣官房技術調査課)」に準じて電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。その他については「国土交通省 CALS/EC 電子納品に関する要領・基準サイト」(<https://www.cals-ed.go.jp/index.html>)において公開されている要領、基準、ガイドライン等を準用すること。

また、情報共有システムのバックアップを行ったCD等電子納品媒体を2部提出すること。

8 検査について

検査内容は以下のとおりを原則とする。

- ・システムで処理した対象書類を用いた電子検査

施工関係書類

※但し、効率的でないものは紙媒体に出力したもので検査を実施する。

- ・紙媒体を用いた従来の書類検査

契約関係書類

- ・現場検査

- ・受検時に受注者が用意するもの

オンライン接続可能なノートパソコン3台

(内訳：検査員用2台、受注者用1台、仕様：14インチ以上)

オンライン接続環境(ポケットWi-Fi等)

9 情報管理について

- ・ID及びパスワード

工事情報の漏洩や改ざんなどを防止するため、受注者はID及びパスワードの管理を徹底しなければならない。

- ・事故報告義務

受注者は、システムデータの漏洩、滅失、き損、その他の事故が発生した時又は発生するおそれがあると知ったときは、直ちにその内容、程度、処理した事項、その他必要事項について監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。

10 調査等の協力について

受注者は、発注者からのシステムの運用に関するアンケート等の依頼について協力すること。

11 その他

その他、本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて監督職員と協議して定めるものとする。

別紙

道路、河川工事		情報共有システム入力	紙媒体での資料提出
1	施工計画書	○	○
2	建設発生土等処理関係書類	—	○
3	産業廃棄物関係書類	—	○
4	出来形管理報告書	—	○
5	品質管理報告書	—	○
6	材料納入関係資料	—	○
7-1	工事写真（下記③参照）	○	—
7-2	工事写真（下記④参照）	—	○
8	安全訓練実施報告書	○	—
9	工事月報	—	○
10	酸素及び硫化水素濃度測定記録	○	—
11	休日・夜間施工届 実施報告書	○	—
12	再生資源利用促進計画書 実施書	○	—
13	建退共関係資料	○	—
14	試験掘結果報告書	—	○
15	現場発生品調書	—	○
16	工事打合せ簿	○	—
17	休暇中の現場管理報告書	○	—
18	工事履行報告書	—	○
19	施設調書	○	—

- ① 情報共有システム入力「○」、紙媒体での資料提出「○」については、あらかじめ紙媒体を監督職員に提出・確認後、報告内容を PDF で添付して情報共有システムにより提出処理を行うこと。
- ② 情報共有システム入力「○」、紙媒体での資料提出「—」については、報告内容を PDF で添付して情報共有システムにより提出処理を行うこと。
- ③ 7-1 の工事写真は、平日及び休日・夜間施工時の代表的な施工状況写真（特に不可視部分、基礎撤去等の工事写真）や出来形検測写真及び品質管理に関する写真とし、Web 地図機能を利用して施工後速やかに提出すること。また、別途監督職員が指示した写真も同様に提出すること。
- なお、監督職員が立会した写真は情報共有システムへの提出を省略することができる。ただし、7-2 の工事写真は提出すること。
- ④ 7-2 の工事写真は「工事請負共通仕様書 土木工事施工管理基準」の写真管理基準に基づき、提出すること。
- ⑤ 本表にかかわらず情報共有システムの活用により事務処理の効率化が図られると考えられる書類は、監督職員と協議のうえ、情報共有システムで処理できるものとする。但し、情報共有システム入力「○」については、情報共有システムで処理すること。
- ⑥ 本表に該当しない書類は、監督職員と別途協議すること。

工事名：南港歩行者専用道舗装補修その他工事

図面目録

番号	図面番号	葉数
図面名 路線名	平面図	
南港歩行者専用道	1/7~7/7	7
計		7